

学校協議会の委員推薦にあたっての留意事項

1. 教育委員会が委員推薦にあたって「複数が望ましい」としている以下の2項目について、それぞれ複数名以上を委員とすること。

(1) 属性(所属団体・役職等)が「現在子どもが当該学校に在籍している保護者」

①保護者(現役のPTA役員)

②保護者(元PTA役員)

③その他の保護者

(2) 属性(所属団体・役職等)が「地域住民」

④元保護者(元PTA役員等)

⑤卒業生・同窓生

⑥自治会等関係者(地域振興会役員・連合町会役員・町会役員・地区の役員等)

⑦社会福祉施設・団体関係者(社会福祉協議会職員、民生委員、児童委員、老人ホーム職員等)

⑧社会教育施設・団体関係者(子ども会・スポーツ少年団の役員、青少年指導員、生涯学習推進員、学校体育施設開放事業運営委員等)

⑨地元企業・NPO関係者

⑩学校支援組織のコーディネーター・ボランティア(はぐくみネット・学校元気アップ地域本部等)

2. 男女共同参画を推進するため、女性委員を1名以上委員とすること。(平成28年4月より2名以上とする。)

3. 地域活動協議会の役員等を1名以上委員とすること。